



福島医発第1859号(地)
令和2年10月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

健康経営優良法人2021の申請受付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

健康経営優良法人認定制度につきましては、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人について顕彰する制度として、2017年度に開始されたものです。

今般、経済産業省より、別添1のとおり健康経営優良法人2021の選定、申請受付についてプレスリリースがなされた旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

2021年度の認定基準は別添2のとおりであり、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループの議論を踏まえ、中小規模法人部門について、健康経営の普及を更に拡大させていく必要性を鑑み、優良な上位500法人に対して、新たな名称「ブライト500」を付加して表彰するなどの変更がなされております。

また、今年度の認定制度の審査対象期間は2019年4月1日から申請日までであり、2020年2月以降については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられるため、その期間に取組を実施出来なかった場合の救済措置についても各項目において考慮されています。

詳細につきましては、経済産業省ホームページ(以下URL)をご参照下さい。

なお、本制度につきましては、医療法人ならびに医師会の申請も可能となっており、毎年、認定を受けている医療法人・医師会数も増えております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

[経済産業省ホームページ]

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html

令和2年9月30日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕



健康経営優良法人 2021 の申請受付について

健康経営優良法人認定制度につきましては、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度として、2017年度に開始されたものであり、その創設・運営にあたっては、本会として積極的に協力してきたところです。（平成28年11月28日（地Ⅲ191）にてご案内済み）

今般、経済産業省より、健康経営優良法人 2021 の選定、申請受付に関し、別添1のとおりプレスリリースがなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

2021年度の認定基準は別添2のとおりであり、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループ（本会からは今村副会長が参画）の議論を踏まえ、中小規模法人部門について、健康経営の普及を更に拡大させていく必要性を鑑み、優良な上位500法人に対して、新たな名称「ブライト500」を付加して表彰するなどの変更がなされております。

また、今年度の認定制度の審査対象期間は2019年4月1日から申請日までであり、2020年2月以降については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられるため、その期間に取組を実施出来なかった場合の救済措置についても各項目において考慮されています。

詳細につきましては、経済産業省ホームページ（以下URL）をご参照下さい。

なお、本制度につきましては、医療法人ならびに医師会の申請も可能となっており、毎年、認定を受けている医療法人・医師会数も増えております。

本会といたしましては、医療界自ら前向きに「予防・健康づくり」に取り組む姿を見せていくうえで、同制度への申請数また認定数を更に増加させていくことが重要であると考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会、関係団体等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

[経済産業省ホームページ]

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html



日本健康会議において健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の申請受付が開始されました

2020年8月24日

▶ものづくり/情報/流通・サービス

経済産業省では、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」すべく、「健康経営優良法人認定制度」の設計を行い、本制度を運営する日本健康会議[※]において、「健康経営優良法人」を認定しています。

本日、日本健康会議において、「健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）」の認定申請の受付が開始されましたのでお知らせします。

※経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的に組織された活動体。



1. 健康経営とは

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績や株価の向上につながると期待されています。

2. 健康経営優良法人認定制度とは

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。

「健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）」には、4815法人（令和2年8月3日現在）が認定されています。

3. 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の認定について

今年度実施する健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の認定は、日本健康会議に設置される認定委員会において申請書の審査を行った上で、令和3年3月頃に発表する予定です。

4. 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門（ブライツ500））の新設について

今年度から、健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定法人の中で、「健康経営優良法人の中でも優れた企業」であり、かつ、「地域において、健康経営の発信を行っている企業」として優良な上位500法人を認定するため、『健康経営優良法人2021（中小規模法人部門（ブライツ500））』を新設します。

5. 今後のスケジュール

申請期間

令和2年8月24日（月曜日）～令和2年11月27日（金曜日）

認定時期

令和3年3月頃（予定）

関連リンク（経済産業省HP）



- [健康経営優良法人認定制度について](#)



- [健康経営優良法人の申請について](#)

お問い合わせ先

株式会社日経リサーチ連絡先 kenkoujimu@nikkei-r.co.jp 

（担当：コンテンツ事業本部 編集企画部 高島、大森、原）

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

担当

2020/9/25

日本健康会議において健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の申請受付が開始されました（METI/経済産業省）

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 稲邑

担当者：丸山、飯森、西本

電話：03-3501-1511（内線4041～3）

03-3501-1790（直通）

03-3501-0315（FAX）



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

「健康経営銘柄2021」選定及び「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」認定に向けた令和2年度健康経営度調査を実施します

2020年8月24日

▶ものづくり/情報/流通・サービス

経済産業省は、昨年度に引き続き、東京証券取引所と共同で、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む上場企業を、原則1業種1社「健康経営銘柄2021」として選定します。

また、上場企業に限らず大規模法人のうち保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について、日本健康会議※1が「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」※2として認定します。

これに先立ち、8月24日に、法人の健康経営の取組状況と経年での変化を把握・分析することを目的として「令和2年度健康経営度調査」を発送・公開します。

※1 経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的に組織された活動体。

※2 健康経営優良法人2021（大規模法人部門）認定法人の中で、健康経営度調査結果の上位500法人のみを健康経営優良法人2021（大規模法人部門（ホワイト500））として認定します。



1. 健康経営とは

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されています。

2. 健康経営銘柄及び健康経営優良法人（大規模法人部門）とは



健康経営の取組の促進を図るため、**東京証券取引所の上場会社の中から**、特に優れた健康経営を実践している企業を「**健康経営銘柄**」に**選定**し、投資家にとって魅力ある企業として紹介しているほか、**上場企業に限らず**、保険者と連携して優良な健康経営を実践している大規模法人を「**健康経営優良法人（大規模法人部門）**」に**認定**しています。

3. 健康経営度調査の活用について

「令和2年度健康経営度調査」（委託先：株式会社日経リサーチ）の調査結果は、健康経営銘柄2021の選定及び健康経営優良法人2021（大規模法人部門）の認定に用います。また、本調査に回答頂いた全企業・団体に対して、各社の健康経営の実践レベル、見直しが必要な項目等を記載した評価結果サマリーを送付しますので、今後の健康経営の推進に御活用いただけます。調査票への回答方法等、調査に関する詳細は、経済産業省HPを御覧いただくか、調査委託先：株式会社日経リサーチまでお問い合わせ願います。

4. 今後のスケジュール

調査期間

令和2年8月24日（月曜日）～令和2年10月16日（金曜日）

評価結果サマリー送付、健康経営優良法人2021（大規模法人部門）申請受付

令和2年11月下旬～令和2年12月上旬（予定）

選定・認定時期

令和3年3月頃（予定）

関連リンク（経済産業省HP）



- [健康経営度調査について](#)



- [健康経営銘柄について](#)



- [健康経営優良法人について](#)

お問い合わせ先

株式会社日経リサーチ連絡先 health_survey@nikkei-r.co.jp 

（担当：コンテンツ事業本部 編集企画部 高島、大森、原）

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

関連資料

- [令和2年度 健康経営度調査 調査票【サンプル】](#)（PDF形式：2,059KB） 

担当

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課長 稲邑

担当者：丸山、飯森、西本

電話：03-3501-1511（内線4041～3）

03-3501-1790（直通）

03-3501-0315（FAX）

-  [Get Adobe Acrobat Reader](#) [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#) 

健康経営銘柄2021選定基準及び健康経営優良法人2021（大規模法人部門）認定要件

大項目		中項目	小項目	評価項目	認定要件			
					銘柄・ホワイト500	大規模		
1. 経営理念(経営者の自覚)				健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須			
				①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	必須	左記①～⑮のうち12項目以上		
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須				
		保険者との連携	健保等保険者と連携					
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的目標の設定 ※旧項目名：健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	必須				
		健康課題の把握	②定期健診受診率（実質100%）				左記②～⑮のうち12項目以上	左記①～⑮のうち12項目以上
			③受診勧奨の取り組み					
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施					
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること					
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み					
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み					
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)					
	従業員の心と身体 の健康づくり に向けた 具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること					
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み					
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み					
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み					
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み					
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み					
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み					
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須				
4. 評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須				
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※「誓約書」参照				必須				

※健康経営銘柄2022及び健康経営優良法人2022（大規模法人部門）では、3.制度施策実行の新たな評価項目に「従業員の喫煙対策」を追加することを検討

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須	
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供 ※4.評価・改善から移動	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的目標の設定 ※旧項目名：健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	必須	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～③のうち 少なくとも 1項目	
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑦のうち 少なくとも 1項目	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑭以外)		
	従業員の心と身体 の健康づくりに向けた 具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑧～⑭のうち 3項目以上	
		健康増進・生活習慣病 予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み		
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
		感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須	
4. 評価・改善			⑮健康経営の評価・改善に関する取り組み		
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約書参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須	

左記選択項目①～⑮のうち6項目以上

上記の他、「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」と「健康経営の評価項目における適合項目数」を評価し、上位500法人を健康経営優良法人2021（中小規模法人部門（ブライツ500））として認定する。

※健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）に向け、次の3点の変更を検討していく。
・3.制度施策実行の新たな評価項目に「従業員の喫煙対策」を追加 ・①～③の選択項目の最低選択数の見直し（3項目中2項目への変更）
・「⑮健康経営の評価・改善に関する取り組み」の必須化